令和8年度採用　金沢市会計年度任用職員(学校司書(欠員代替))募集要項

１．採用予定人員等

区分	業務内容	採用予定人数
学校司書	・学校図書館での資料提供や貸出業務、展示、分類 ・授業支援　等	１名

２．資格要件

・司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格を有する者（令和８年７月 31 日までに資格取得見込みの者を含む）
・エクセル、ワードの基本的な操作能力を有する者

３．勤務条件等

項　目	内　　容
任 用 期 間	令和８年８月１日から令和９年３月 31 日まで ※ 採用は全て条件付きで、原則として採用から１か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第 22 条の２第７項）
勤 務 場 所	金沢市立明成小学校（金沢市瓢箪町 5-48） 金沢市立大野町小学校（金沢市大野町 1-15） ※明成小学校（週３日勤務）と大野町小学校（週２日勤務）の２校兼務となります。
勤 務 時 間	週 29 時間〔例〕６時間（８:30～15:30）×４日＋５時間（８:30～14:30）×１日 ※ 上記は例であり、勤務の開始・終了時刻は、学校により異なります。 ※ 休憩時間が 60 分あります。
休　日　等	土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日まで）
報酬月額等	報酬月額　163,900 円～190,300 円　（令和８年７月現在） 手　　当　期末勤勉手当（市の規定による）、通勤手当 ※ 報酬月額は学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※ 報酬月額、期末勤勉手当等は条例改正等により変更されることがあります。
休　　暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引・病気休暇など）
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
服　　務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

裏面に続く

４．受験資格

年齢、学歴、性別は問いませんが、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

５．試験日・試験会場・合否通知

試験日	試験会場	合否の通知
試験日時：令和８年７月２１日(火) 試験科目：面接	金沢市柿木畠１番１号 金沢市役所第二本庁舎 TEL　076-220-2445	試験後１週間を目途に郵送で通知します。

※ 会場に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

６．受験手続

提 出 書 類	令和８年度　金沢市学校司書（欠員代替）　応募用紙 ※ 郵送又は持参によること。 ※ 申込書は市のホームページからダウンロードすることができます。 また、学校職員課（金沢市役所第二本庁舎１階）でも交付します。
提　出　先	〒920-0999　金沢市柿木畠１番１号　金沢市役所第二本庁舎１階 金沢市教育委員会 学校職員課 学校司書担当
受 付 期 間	令和８年７月 16 日(木)まで≪必着≫ ※ 持参の場合の受付時間は 9 時から 17 時 45 分までとなります。 ※ 土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

【その他】

（１）提出された書類は一切返却しません。
（２）提出書類及び採用試験時に取得した個人情報は、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
（３）採用試験申込書は必ず本人が記入してください。

【注意事項】

本業務に従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

問い合わせ先
金沢市教育委員会学校職員課
〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号
電話（076)220-2445
金沢市ホームページ
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/gakkoshokuinka/boshujoho/28581.html

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。